

優弥道場&Fighting Clinic

会員利用規約

第一条 《名称》

本ジムは、優弥道場&Fighting Clinic(以下「本ジム」という)と称します。

第二条 《目的》

本ジムは、会員が本ジムの施設(以下「本施設」という)を利用して、心身の健康の維持および増進を図るとともに、プロ、アマを問わず、キックボクシング選手の強化を図ることを目的とします。

第三条 《会員の要件》

本ジムの会員は次の各号のいずれにも該当する者としてします。

- ①本ジムの規約を厳守する者
- ②健康に異常のない者
- ③衛生面で問題のない者
- ④タトゥー(刺繍)のないもの
- ⑤ワキガ(体臭がきつい)、水虫でないもの

第四条 《規約規則の遵守》

会員は、本規約を遵守し、本施設を利用する際は、本ジムの管理者および指導員の指示に従うこととします。

第五条 《会員の施設利用範囲》

会員は、本ジムの定める諸規定に従い、会員種別コースごとに定める曜日と時間帯に、本施設を利用することができます。

第六条 《利用の制限》

本ジムは、行事その他本ジムが必要と認める場合、会員に対し、一定の期間、本施設の全部または一部の利用を制限することができます。

第七条 《入会申込手続および入会資格》

- 1.本ジムへの入会を希望する者は、本ジムの方針を尊重し、規約及び諸規定を了承の上、所定の申込手続を行い、本ジムの承諾を得た上で、所定の入会金、月会費を本ジムに払い込むことにより会員としての資格を取得します。
- 2.暴力団、極右、極左などの構成員、第三条の会員の要件を満たさない者、その他本ジムの会員として不適当と認められた者は入会できません。

第八条 《入会金》

入会金は本ジムが定める金額とし、いかなる場合も一切返還されないものとします。

第九条 《月会費》

- 1.月会費は本ジムが定める金額とし、所定の方法で支払うものとします。
- 2.月会費は利用の有無に関わらず支払うこととします。ただし、第十四条の規定により休会をした者または第十五条の規定により退会をした者は、この限りではありません。

第十条 《会員証》

- 1.本ジムは、会員に対し、記名式会員証(以下「会員証」という。)を発行します。
- 2.会員が本施設を利用する場合は、本施設入場の際、フロントにて会員証を提示するものとします。
- 3.会員証は、本人限りで使用するものとし、会員は、会員証を第三者へ譲渡したり、貸与したり、担保の目的に供したりすることはできません。

4. 会員が会員証を紛失した場合には、当該会員は、速やかに、所定の会員証再発行の申請をしなければなりません。なお、再発行に伴う費用は、当該会員の負担となります。
5. 会員が前項の会員証再発行の申請を怠り、本ジムに損害を与えた場合には、当該会員は、本ジムに対し、損害の賠償をしなければなりません。

第十一条 《変更事項の届出》

会員は、住所、連絡先、その他入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、速やかに本ジムに届け出なければなりません。

第十二条 《会員種別コース変更》

1. 会員が会員種別コースを変更する場合は、差額がある場合は差額金額と共に会員種別コースを変更することができます。
2. 会員種別コースの変更を希望する会員は、指定の会員種別コース変更届に記入し、会員種別コースの変更を希望する月の前々月の末までに本ジムへ提出しなければなりません。

第十三条 《会員資格の譲渡の禁止》

会員資格は譲渡できないものとします。

第十四条 《休会》

1. 会員は、次の各号の一に該当する場合には、本ジムを休会することができます。
※休会月×1,000(税別) 途中で休会を解除されても返金は致しかねます。
 - ① 海外移住、転勤などにより会員本人が本施設を利用できない場合
 - ② 妊娠、疾病、ケガ、障害などにより会員本人の本施設の利用が不可能であるが、会員本人に退会の意思がない場合
 - ③ その他本ジムが正当な理由と認めた場合
2. 会員が前項の規定により、本ジムの休会を希望する場合には、休会希望月の前々月の末までに必ず直接道場で指定の休会届に必要事項を記入し、提出しなければなりません。その際6ヶ月以内で休会期間を定めるようにしてください。
3. 前項の規定にも関わらず、休会希望月の前々月の末までに休会届の提出がない場合または本ジムの承認を得られなかった場合は、当該会員は、本ジムを休会することはできません。また、当該会員に、会費などの未納金がある場合には、完納した後でなければ、本ジムを休会することはできません。
4. 前項により本ジムを休会することができない場合には、その後の会費の支払義務は存続いたします。

第十五条 《退会》

1. 会員が本ジムからの退会を希望する場合は、退会希望月の前々月の末までに必ず直接道場で指定の退会届に必要事項を記入し、提出しなければなりません。また、当該会員は、退会希望日までに、会員証を返還しなければなりません。
2. 前項の規定にも関わらず、会員が、期日までに退会届を提出しない場合または退会希望日までに会員証の返還をしない場合は、当該会員は、本ジムを退会することはできません。また、当該会員に、会費などの未納金がある場合には、完納した後でなければ、本ジムを退会することはできません。
3. 前項により退会をすることができない場合には、その後の会費の支払義務は存続いたします。
4. 会員が月の途中で退会を希望する場合であっても、退会月の会費は全額支払わなければなりません。

第十六条 《禁止行為》

会員は、次の各号の一に該当する行為をしてはなりません。

- ①喫煙、所定の場所以外での飲食
- ②酒気を帯びてのトレーニング
- ③不衛生な状態でのトレーニング
- ④賭博行為、勧誘、セールスおよびそれらに類する行為で、他の会員に迷惑を及ぼす行為
- ⑤無許可のアンケート、協力等の依頼行為
- ⑥危険物及びペットの持ち込み
- ⑦その他本ジムの目的にそぐわない行為

第十七条 《会員資格の停止および除名》

本ジムは、会員が次の各号のいずれかに該当するとき、当該会員を、情状により、会員資格の停止または除名とすることができます。ただし、第3号の場合には、その間の諸費用の支払義務を免れません。

- ①第三条の会員の要件を満たさなくなったとき
- ②第十六条の禁止行為に該当する行為をしたとき
- ③本ジムを中傷し、または本ジムの名誉を著しく傷つけたとき
- ④本ジムに対する諸費用の支払を3ヶ月以上滞納し、本ジムの催促を受けても支払わないとき
- ⑤公序良俗に反する行為をしたとき
- ⑥その他本ジムの規約、その他の規則及び利用規程に反したとき
- ⑦その他本ジムの会員として相応しくない行為をしたとき

第十八条 《資格喪失》

会員が次の各号の一に該当するときは、当該会員は、会員資格を失うものとします。

- ①退会
- ②除名
- ③死亡

第十九条 《休日・休業》

1. 本ジムの休日は、スケジュール表によって、会員に知らせるものとします。

2. 本ジムは、次の各号の一に該当する場合には、一定期間、本施設の全部または一部を、休業することができます。

- ①天災などの不時の災害を負ったとき
- ②施設の補修・改装をするとき
- ③本ジムの所属選手が大会に出場するとき
- ④本ジム関係者がイベント開催に関わる時
- ⑤その他本ジムが休業を必要と認める時

3. 本ジムが前項の規定により、休業する場合には、適宜の方法で、会員に知らせるものとします。ただし、会員に知らせることができない場合には、この限りではありません。

第二十条 《ジムの閉鎖》

1. 本ジムは、やむを得ない事情により、一定の予告期間を経て、本ジムを閉鎖することができます。この場合、会員は、会員資格を当然に失います。

2. 前項の場合、会員は、これに関して何らの異議を述べず、また、いかなる請求もしないものとします。

第二十一条 《会員以外の施設利用》

- 1.本ジムは、特に必要と認めた場合、会員以外の者に本施設を利用させることができます。
- 2.前項の場合、会員は、これに関して何らの異議を述べず、また、いかなる請求もしないものとします。

第二十二条 《責任事項》

- 1.本施設利用に際して、本人または第三者に生じた人的、物的事故について、本ジムは、一切の賠償責任を負わないものとします。
- 2.会員が本施設を利用するに際して、本ジムまたは第三者に損害を与えた場合には、当該会員は、速やかにその損害を賠償する責任を負います。
- 3.本施設内で発生した盗難、傷害その他の事故について、本ジムは、会員および利用者に対していかなる責任も負わないものとします。

第二十三条 《通知》

本ジムからの会員に対する通知は、本ジム内の公示板またはホームページにて掲示します。ただし、郵便、電話などにより通知する場合があります。

第二十四条 《個人情報》

会員から収集した個人情報は、本ジムにおいて厳重に管理し、適切な取り扱いをするものとします。なお、会員の個人情報は、本ジムのイベント、格闘技の試合その他のお知らせのために利用することがあります。

第二十五条 《規則》

本ジムの運営のために必要な具体的、細目的事項は別に定めるものとし、必要に応じてこれを変更することができるものとします。

附則

- 1.本規約は随時改正することができます。
- 2.この規約は2017年3月1日より施行します。

優弥道場&Fighting Clinic

〒272-0023

千葉県市川市南八幡4-4-5

ウインズ本八幡ビル3F

TER・FAX 047-376-2215

E-mail info@yuya-dojo.com